

(別紙)

検査引受承諾書

申請者

_____様

一般財団法人長野県建築住宅センター

理事長 北村誠悟 ⑩

ご提出いただきました設計検査申請は、一般財団法人長野県建築住宅センター適合証明業務規程に基づき引き受けました。

記

引受年月日 _____ 平成 年 月 日

一般財団法人長野県建築住宅センター適合証明業務約款

(契約履行)

第1条 申請者(以下「甲」という。)は、一般財団法人長野県建築住宅センター(以下「乙」という。)と乙が独立行政法人住宅金融支援機構と交わした協定に基づき、この約款及び「一般財団法人長野県建築住宅センター適合証明業務規程」に定められた事項を遵守する。

(責務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに業務を行わなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。

3 甲は、別に定める「一般財団法人長野県建築住宅センター適合証明業務規程」第12条に規定された手数料を、第4条に規定する日(以下「納入期日」という。)までに納めなければならない。

4 甲は、この約款に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、業務の対象(以下「対象住宅」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。

5 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は建築工事場等に立ち入り、業務上必要な調査を行うことができるように協力しなければならない。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 設計検査業務 受理日から21日を経過する日

二 現場検査業務 竣工検査予定日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付のあった日のいずれか遅い日から7日を経過する日

三 既存住宅に係る適合証明業務 受理日から21日を経過する日

2 乙は、甲が前条第4項、第5項及び第6条第1項に定める責務を怠ったとき、その他の乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(納入期日)

第4条 甲の納入期日は、前条第1項第1号、第3号に定める設計検査、適合証明業務期日の前日

2 甲が、前条に掲げる申請手数料を納入期日までに納めない場合には、乙は、設計検査、適合証明に関する通知書等を交付しない。この場合において、乙が当該証書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(検査引受、手数料の納入方法)

第5条 乙は、申請書を受理した場合は、(別紙)による検査引受承諾書により、甲と契約を締結したものと見なす。

2 甲は、前条に定めた手数料を、一般財団法人長野県建築住宅センター適合証明業務規程に基づき乙に納入する。

(設計検査審査中の計画変更)

第6条 甲は、設計検査に関する通知書の交付前までに、甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に当該変更に係る設計検査申請関係図書を提出しなければならない。

2 前項の計画変更において、変更が大規模なものにあつては、甲は、当初計画に係る設計検査の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計検査を申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約の解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。

一 乙が、正当な理由なく、第3の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

二 乙がこの約款に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催促してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に納入されているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(申請取り下げ)の場合、乙は、手数料が既に納入されているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ納入されていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知して、この契約を解除することができる。

一 甲が、正当な理由なく、第4の各号に掲げる手数料を当該各号に定める納入期日までに納入しない場合

二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催促してもなお是正されない場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に納入されているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ納入されていないときは、これの納入を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

一 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計検査又は現場検査がなされた場合

二 乙による故意又は重大な過失がない場合

2 前項の規定にかかわらず、乙は、設計検査を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの約款の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。